

令和7年度

定期監査（下期）報告書

帯広市監査委員

帯監査第 148 号

令和 8 年 3 月 27 日

帯 広 市 長	米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長	横 山 明 美 様
帯 広 市 教 育 委 員 会 教 育 長	村 松 正 仁 様
帯 広 市 農 業 委 員 会 会 長	吉 田 利 彦 様

帯 広 市 監 査 委 員 廣 瀬 智

帯 広 市 監 査 委 員 小 田 切 章 裕

帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した令和 7 年度定期監査（下期）について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第1 監査の種類及び対象事務

1 種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

2 対象事務

財務に関する事務の執行

第2 監査の実施期間

令和7年9月30日から令和8年3月23日まで

第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として、合規性・正確性をはじめ、経済性、効率性及び有効性の視点で実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、定期監査（上期）と同様に「検収から支払までに要した期間について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認した。

第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 検収から支払までに要した期間について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

第5 監査の対象部局、範囲及び方法

1 対象部局

部	室	課
政策推進部	広報秘書室	広報広聴課、秘書課
	財務室	財政課
	税務室	資産税課
総務部	総務室	総務課、契約管財課
	危機対策室	危機対策課、消防課
	組織人事室	I C T 推進課
経済部	観光交流室	観光交流課
学校教育部	学校教育室	学校教育課、学校給食センター
	学校指導室	学校教育指導課
生涯学習部	生涯学習文化室	図書館、児童会館、百年記念館
	スポーツ室	スポーツ課
農業委員会事務局		農地課

2 範囲

令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行された事務

3 方法

上記の範囲において、収入及び支出事務について抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を受け、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどにより監査を行った。

第6 監査の結果

1 収入及び支出事務等の執行状況について

収入及び契約事務について、次のとおり一部に改善を要するものがあった。

(1) 督促に関する不備

デジタル教材使用料の督促について、帯広市財務規則の規定により、履行期限後30日以内に督促状により期限を指定して行わなければならないところ、約4か月後に督促状を発していた。

【学校教育部 学校指導室 学校教育指導課】

(2) 入札記録の整備に関する不備

子ども安全ネットワークシステム賃貸借に係る郵便入札について、入札書を入れた封筒を関係書類とともに保管していなかった。

【学校教育部 学校指導室 学校教育指導課】

2 検収から支払までに要した期間について（重点項目）

次の(1)から(3)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果を記載した。

(1) 請求書の請求日が履行確認日から相当経過し、履行時期と支払時期の間隔が空き過ぎていないか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

(2) 支払期限は守られているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

(3) 支払期限後に支払っているものは遅延利息を支払っているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

3 過去の指摘事項等の是正状況について

滞納整理事務について、次のとおり一部に是正が確認できないものがあった。

(1) 履行延期の特約等に関する不備

学校給食費の徴収事務について、滞納者に対し、地方自治法施行令に定められた履行期限の延長によることなく、当該学校給食費の分割納付を認めていた。

本件は、令和3年度に実施した定期監査においても同様の指摘を行っていたが改善が図られていなかった。

【学校教育部 学校教育室 学校給食センター】

第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、収入及び契約事務において、法令等の規定に基づいた手続きがなされていない事例など、改善を要する事務処理が見受けられたことから、再発の防止を求めます。

また、これまで指摘した滞納整理事務について、依然として改善が図られていない事例があったことについては、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。

今後におかれましては、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図り、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれるとともに、これまでの合規性の観点だけにとどまらず、経済性、効率性及び有効性にも配慮された事務執行に努められますことを期待します。